

会津若松市新斎場整備基本方針（案）の概要

1 策定の趣旨

現斎場は、現在の位置へ昭和 39 年 4 月に移転（供用開始）し、昭和 63 年には当時の斎場を建て替え、平成元年 4 月 1 日に現斎場を供用開始したところであります。

しかしながら、供用開始から約 35 年が経過し、火葬炉を始めとする設備や附属施設の老朽化が進んでいる状況にあります。

その対策として、平成 29 年 6 月に「会津若松市新斎場火葬炉設備長寿命化方針（以下、「長寿命化方針」という。）」を策定し、これまで定期的な点検や計画的な改修を実施してきましたが、抜本的な対策として新たな施設の整備が必要となっていることから、今後の新斎場整備の考え方を「会津若松市新斎場整備基本方針（案）」として策定するものであります。

（参考）現施設の概要について

- ・ 供用開始：H 元年 4 月 1 日
- ・ 建物面積：1,003.55㎡
- ・ 火葬炉数：6 基 他に汚物炉 1 基
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造 平屋建（一部 2 階）
- ・ 附属施設：待合室 4 部屋等
- ・ 敷地面積：計 4,477.10㎡（うち斎場 2,866.10㎡、駐車場 1,611㎡）
- ・ 過去 5 年間の火葬件数（大人・小人の件数、産汚物等は除く）

単位：件

H30年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
1,938	2,051	1,971	2,073	2,234

2 「会津若松市新斎場整備基本方針（案）」の主な内容について

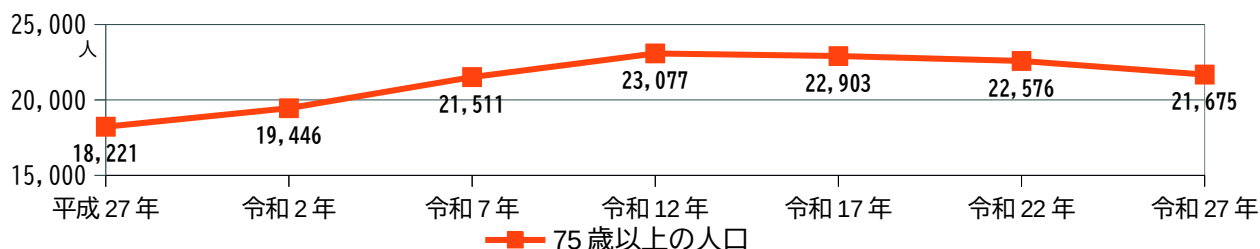
(1) 新斎場整備のコンセプト

- ① 将来の火葬需要に対応できる施設
- ② ご遺族や会葬者など利用者に配慮した施設
- ③ 周辺環境や景観等に配慮した施設
- ④ 災害に強く安全・安心な施設
- ⑤ 効果的な施設整備と効率的な施設運営

(2) 火葬炉数の想定

本市の75才以上人口は、令和12年から令和17年にかけて約2万3千人でピークとなり、しばらくの間は同程度で推移すると推計しています。

それらを基に、将来の火葬需要を予測し検討したところ、「必要火葬炉数は7基程度」との試算結果となりました。



(3) 敷地面積の想定

火葬炉数を7基程度としたうえで、長寿命化方針で例示した建設用地面積や、将来の火葬件数増に対応できる駐車场面積、ユニバーサルデザインに配慮した敷地計画等を考慮し、必要な敷地を約8,000㎡程度と想定しました。

	想定面積	現斎場敷地面積
内訳		
建物にかかる敷地面積	約 3,500㎡	2,866㎡
駐車場にかかる敷地面積	約 2,500㎡	1,611㎡
建物前の車両転回広場など	約 2,000㎡	—
合計	約 8,000㎡	4,477㎡

なお、新斎場整備基本方針（案）では、必要火葬炉数を7基程度、必要敷地面積を約8,000㎡程度と試算しておりますが、詳細は、整備計画全体の構成（火葬炉、収骨室、待合室等の設置数、駐車場、進入路等）や運営方法を踏まえ検討する必要があり、今後策定予定の「新斎場整備基本計画」にて決定いたします。

(4) 立地箇所

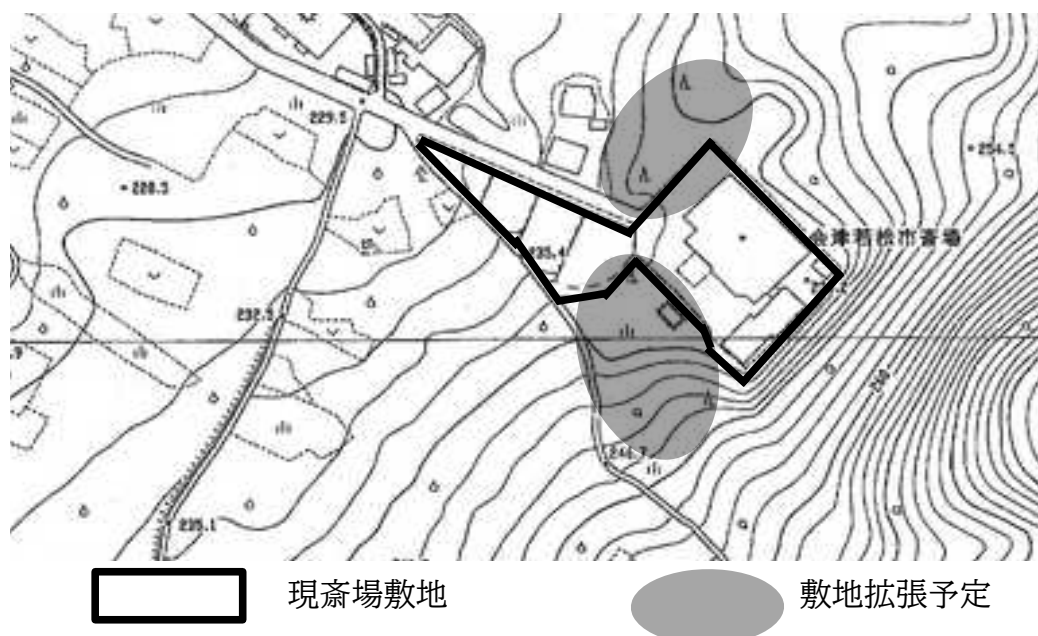
候補地を検討するにあたっては、必要敷地面積や当該施設特性を踏まえつつ、早期事業着手と整備費用の低減を図るため、初めに現斎場敷地内での施設の建て替えを検討しましたが、必要敷地面積の不足から現敷地では整備困難であると判断いたしました。

次に、施設の特性を考慮し、市有地の中から新たに2箇所（門田町大字御山地内、一箕町大字松長・鶴賀地内）と、「現斎場を敷地拡張する場合」を候補に挙げ、比較検討を行いました。

その結果、市有地の中の新たな2箇所については、周辺環境等の状況や全体的な整備負担の面から適していないと判断される一方で、「現斎場を敷地拡張する場合」については、拡張部分の用地買収の必要性や現斎場運営との両立などの課題はあるものの、施設の整備については「比較的適している」との判断をいたしました。

以上のことから、現斎場敷地を拡張のうえ、施設を建て替えるものとします。

3 新斎場建設予定位置図（現斎場敷地拡張予定図）



※ 今後、用地測量や関係法令等の調整、具体的な土地利用計画の策定により、建設予定地の区域等に変更する場合があります。

4 今後の主なスケジュール（案）

- 【令和5年度】 新斎場整備基本方針の決定
- 【令和6年度】 新斎場整備基本計画の策定
- 【令和7年度以降】 用地買収、敷地造成、建築物の設計、建築物の建設工事
- 【令和12年度】 新斎場の供用開始

※事業手法、各種手続き等によりスケジュールは前後することがあります。

5 パブリックコメントの実施期間

令和6年2月9日～令和6年3月11日